

## 認定特定非営利活動法人神奈川海難救助隊は寄付金募集中です

当団体は、全ての活動をボランティア（無報酬）で実施しております。  
いただきました貴重な寄附金は、全て活動資金に充当します。  
皆様の絶大なるご支援ご協力を、宜しくお願い致します。

### 振込先・現金

#### ○横浜銀行

- ・支店名 長後支店
- ・口座番号 普通 1217354
- ・名義人 トクヒ) カナガワカイナンキュウジョタイ

#### ○ゆうちょ銀行

- ・口座記号番号 00240-7-71558
- ・加入者 特定非営利活動法人神奈川海難救助隊

#### ○現金書留

- ・〒252-0801
- ・神奈川県藤沢市長後1432-28  
神奈川海難救助隊藤沢連絡事務所 宛
- ・電話 0466-44-7347

### ＝寄付した方の税制上のメリット例です＝

#### ※個人が寄付した場合

個人が認定NPO法人神奈川海難救助隊に寄付をすると、  
寄附金から2000円を引いた額の40%が所得税から控除されます。

例

個人が認定NPO法人神奈川海難救助隊に10000円を寄付した場合

- 認定を受けているため、どなたでも所得控除を受けられます。  
(10000円-2000円) × 40% = 3200円 {認定：所得税分}
- 横浜市認定を受けているため、横浜市民の方なら市民税控除を受けられます。  
(10000円-2000円) × 8% = 640円 {横浜市認定：市民税分}
- 神奈川県民の方なら、県民税控除を受けられます。  
(10000円-2000円) × 2% = 160円  
所得税、市民税、県民税を合わせて**4000円が税額控除**の  
対象となります。

## ※法人が寄付した場合

法人（企業）が認定NPO法人神奈川県海難救助隊に寄付をすると、法人税の軽減ができる「損金算入限度額」において、一般枠だけでなく、特別枠まで使うことができます。

例

資本金2000万円、所得金額1400万円の法人が、認定NPO法人神奈川県海難救助隊に寄付した場合

○一般枠の損金算入限度額

$$(\text{資本金} \times 0.25\% + \text{所得金額} \times 2.5\%) \times 1/4$$

$$(2000\text{万円} \times 0.25\% + 1400\text{万円}) \times 1/4 = 10\text{万円}$$

○特別枠の損金算入限度額

$$(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{所得金額} \times 6.25\%) \times 1/2$$

$$(2000\text{万円} \times 0.375\% + 1400\text{万円} \times 6.25\%) \times 1/2 = 47.5\text{万円}$$

限度額いっぱいまで寄付をすると合計57.5万円が損金算入がされます。

## ※遺産で寄付した場合

相続した財産を認定NPO法人神奈川県海難救助隊に寄付をすると、その分は相続税が非課税となります。

例

1億円の相続財産のうち、8000万円を認定NPO法人神奈川県海難救助隊に寄付した場合

○寄付した分8000万円は非課税となります。

○この場合、相続税の課税対象額は2000万円のみとなります。